

最適土地利用のための総合対策

(農山漁村振興交付金)

詳しくはこちら
(農林水産省HP)



地域でこんな声がありませんか？

市町村
農地をどのようにしていくのか…

農業者
荒廃農地を解消したいけど、これ以上手を広げられない…

アシヤスキなどが繁茂

剪定しても継続栽培が困難

農地所有者
先祖代々の農地、管理しきれない…

地域住民
農地が荒れると景観も悪いわ…

**「最適土地利用のための総合対策」
ができました！**

地域にあった農地の保全や体制をつくりましょう！

地域ぐるみの話合いから農用地保全のための多様な取組を総合的に支援します！

市町村
担い手が耕作する農地とそうでない農地を明確化して、最適な構想を整理できた！

話合いや先進地視察、計画策定等の経費を支援！

農業者
無理せず農地を利用できるね！

専門家を入れた話合い

土地利用構想の策定

土地利用構想を策定するための実証的な取組を支援！
また、その実現に向けた農用地保全のための基盤整備や条件整備を支援！

シソの取組

放牧の取組

植林の取組

省力化機械の試行・導入

農地所有者
地域みなさんに農地を安心して委ねられるわ！

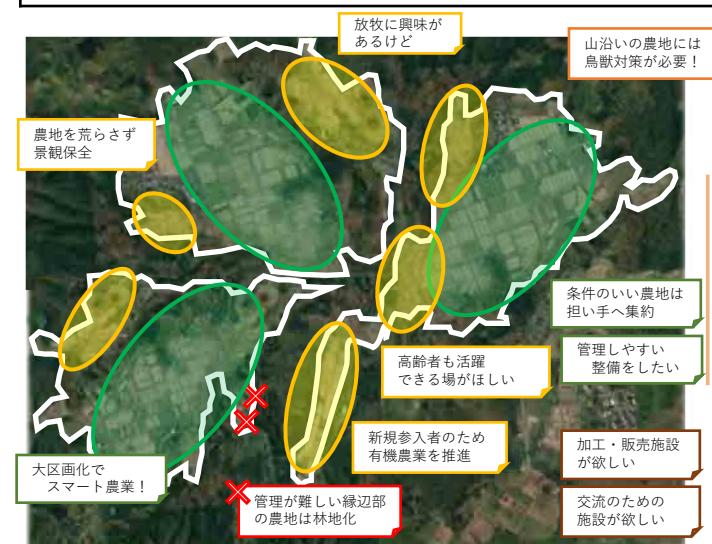
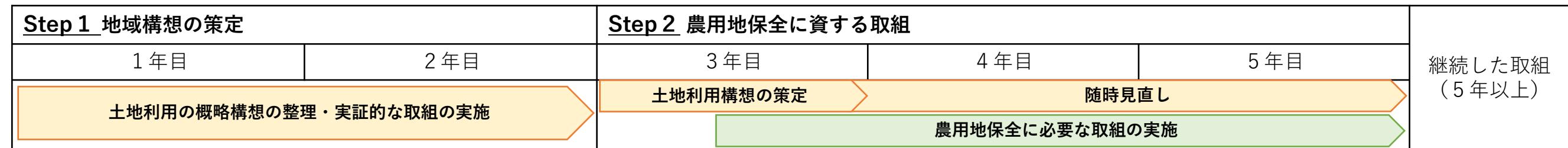
粗放的利用のための種苗代や管理経費、省力化機械の導入を支援！

地域住民
農地を利用する取組に私も一緒にチャレンジしたいわ！

中山間地域等の農用地保全を軸とした最適土地利用総合対策の実施

- Step 1 で、地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想から、実証的な取組行いつつ、3年以内に土地利用構想を策定
(定額：上限1,000万円/年)
- Step 2 では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施
(農用地保全のための簡易な基盤整備、農業環境整備(農業用ハウス等)：定率5.5/10等、粗放的利用支援：定額 上限10,000円/10a等)
- 農用地保全を推進する農用地保全等推進員の措置 (上限250万円/年)

【最適土地利用総合対策の実施工程例】



【土地利用の概略構想および実証的な取組】

ソフト定額支援：上限1,000万円/年

土地利用構想の整理、構想図の策定

- 複数の集落範囲による地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想を整理
- 営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分
- 実証的な取組を通じて「土地利用構想」に反映

地域での話し合い



体制整備



農用地の保全等の実証的取組



【土地利用構想に基づく取組】

農用地保全に資する活動 (ソフト定額支援：上限1,000万円/年)

省力化機械の導入(自走式草刈機)

農業体験を通じた環境教育

これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート
(農用地保全等推進員：上限250万円/年)

※ 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること。

農用地保全のための基盤整備等 (ハード定率支援：5.5/10等、交付上限：2,000万円/年)

水路の改修

耐久性畦畔の整備

法面の補修整備

耕作道路の舗装整備

山腹水路の床版設置

粗放的利用の取組 (ソフト定額支援：上限10,000円/10a 又は 上限5,000円/10a)

粗放的な利用による農業生産 上限10,000円/10a/年

農業生産の再開が容易な土地利用等 上限5,000円/10a/年

放牧の取組

ソバの取組

景観作物の取組

鳥獣緩衝帯の取組

計画的な植林

【最適土地利用推進サポート事業】

事業の円滑推進を図るため、全国サポート事業により、取組内容の確認、達成状況の確認、優良事例の横展開等を全国的に支援

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

事業要件等

事業内容：地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組をいくつか、土地利用構想を作成（事業着手から3年以内に策定すること）し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援

実施区域：特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域、特認地域※1の複数集落

実施主体：都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構。
①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。

交付上限：ソフト：定額

- 上限1,000万円/地区/年（体制整備等）
- 上限10,000円/10a等（粗放的利用支援）※2
- 上限250万円/地区/年（農用地保全等推進員）※3

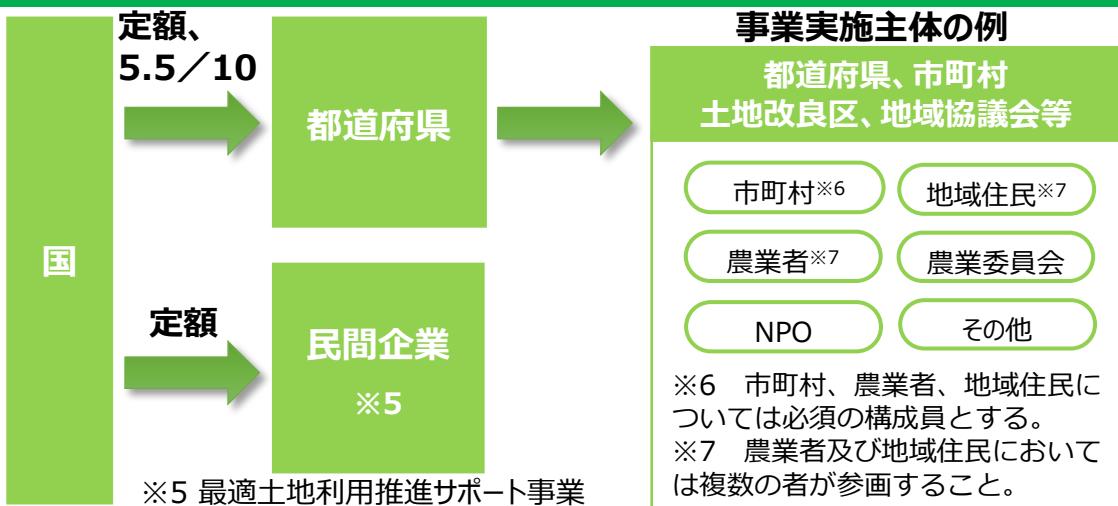
ハード：5.5/10等（上限2,000万円/年）※4

実施要件：農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。
事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用をすること。

実施期間：最大5年間（2年以上5年以内）

- ※1 都道府県知事による認定
- ※2 最大3年間
- ※3 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること
- ※4 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること

事業の流れ



対策の概要

1 体制づくり、土地利用構想の概定

地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組



2 実証的な取組から土地利用構想の策定

実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組、省力化機械の導入



農用地保全の実証的な取組

土地利用構想の策定

3 粗放的利用体制整備

粗放的利用な農地利用として、放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用、ビオトープ、計画的な植林への支援

粗放的な利用による農業生産：上限10,000円/10a
農業生産の再開が容易な土地利用：上限 5,000円/10a



粗放的利用等の定着支援

4 農用地保全等推進員の措置

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画の作成を行うことで、人件費を支援（上限250万円/年）



これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート

ソフト交付対象経費

人件費、旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、役務費(通信運搬費、報酬・給与等)、機械器具費、工事費、測量設計費、工事雑費等（実証整備等経費を含む）

5 土地利用構想に基づく農地保全のための基盤整備等

土地利用構想に基づき各種取組を選択・実施
なお、守るべき農地の生産基盤整備は、地域計画の作成又は作成の見込みが必要

※ 本格的な整備にあたっては、連携する事業を活用



荒廃農地の解消

法尻の排水対策

ハード交付対象経費

工事費、測量設計費、機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、実施設計費、換地費、工事雑費

最適土地利用対策と最適土地利用総合対策との比較

	最適土地利用対策（R3年度～）		中山間地域等農用地保全総合対策（R4補正） 最適土地利用総合対策（R5年度～）
	農地等活用推進事業	低コスト土地利用支援事業	
面積要件 ※中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 実施地区10ha以上 整備対象1ha以上 	<ul style="list-style-type: none"> 実施地区5ha以上 整備対象0.5ha以上 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の集落（面積要件の設定なし） 中山間地域等
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構。 地域協議会は、①市町村、②実施地区内にある農地の所有者、③農業者、④地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構。 地域協議会は、①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。
ソフト支援	<ul style="list-style-type: none"> 上限200万円（初年度のみ） 地域ぐるみの話し合いによる計画策定（1年以内） <p>※旧対策では、事業申請前に「体制整備」、「概略構想策定」が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上限250万円（初年度のみ） 地域ぐるみの話し合いによる計画策定（1年以内） 粗放的利用体制整備（上限5,000円/10a） 	<ul style="list-style-type: none"> 上限1,000万円/年（最大5年間） 体制整備、地域ぐるみの話し合いによる概略構想、実証を踏まえた土地利用構想の策定（構想策定は3年以内に策定すること） 粗放的利用体制整備（上限10,000円/10a等（最大3年間）） 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。
	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <h3>土地利用計画の策定</h3> <p>地域での話し合い + 最適土地利用計画図</p> </div>		<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <h3>体制整備</h3> <p>市町村農委会、農業者、農地所有者、農地バンク、企業、水土里社JA等、自治会、社福法人、NPO、地域住民</p> </div> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <h3>土地利用構想の概定から支援</h3> <p>【土地利用の概略構想図】 → 【土地利用構想図】 実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定</p> </div>
ハード支援 ※補助率は中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 交付率：定率55%（標準工種は定額支援） 交付額上限：1,000万円/年 事業費上限：200万円/工区 	<ul style="list-style-type: none"> 交付率：定率55%（標準工種は定額支援） 交付額上限：600万円/年 事業費上限：200万円/工区 	<ul style="list-style-type: none"> 交付率：定率55%（沖縄8/10、奄美6/10） 交付額上限：2,000万円/年 事業費上限：＜設定なし＞ 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を生かした農業の展開、地域資源の付加価値向上 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の粗放的利用の取組支援として「蜜源」、「緑肥」、「省力作物」、「放牧」、「計画的な植林」を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 粗放的利用の取組支援に「景観作物」、「鳥獣緩衝帯」、「ビオトープ」を追加 農用地保全等推進員 250万円/年（※活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること） 事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用すること
	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>簡易な基盤整備</h4> <p>簡易な基盤整備、暗渠排水</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>粗放的利用の取組</h4> <p>種苗費・管理費等 上限5,000円/10a/年 ↓ 上限10,000円/10a/年</p> <p>放牧の取組、ソバの取組</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>簡易な基盤整備</h4> <p>農作業道の修繕、農業用ハウスの設置</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>粗放的利用の取組</h4> <p>種苗費・管理費等 上限5,000円/10a/年</p> <p>蜜源作物の取組、計画的な植林</p> </div> </div> </div>		<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>農用地保全に資する活動</h4> <p>長大畦畔の芝生化（吹き付け）、省力化機械の導入（自走式草刈機）</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <h4>農用地保全等推進員</h4> <p>これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>福祉目的の農園利用</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>概略構想段階での試行が可能</p> </div> </div>

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）～農用地保全等推進員の活動例～

最適土地利用のための総合対策と一体的に行う農用地保全等推進員の概要

- 粗放的土地利用を定着させ持続するためには、現場に馴染みが少ない中で、これまでと違った方法で農地を活用していく必要
- そのためには、活性化計画の提案、土地利用の権利関係の調整のみならず、様々な農用地活用者からの相談や技術的な知識を有する者による現場でのコーディネートが必要不可欠

【農用地保全等推進員の役割】

<技術や知識>



放牧の取組
(家畜の種類の選定、環境整備 等)



養蜂家と連携した蜜源作物
(市場調査、熊対策 等)



ミツマタの取組
(販路調査、管理方法 等)



緑肥作物／有機農業の取組



計画的な植林
(樹種の選定、管理方法 等)

<土地利用者>

【様々な農用地活用の候補者】

福祉関連：社会福祉協議会、介護施設、生活支援コーディネーター
 公民館関連：社会教育士、青年団、婦人会、敬老会
 学校関連：PTA、地域の小中学校
 若者：地域おこし協力隊、新規就農者
 放牧：畜産農家
 蜜源：養蜂家
 地域との連携：地域の企業や商工会

など



生活困窮者の農園利用



高齢者の介護予防



障害者・福祉施設との連携



企業のCSR活動
(農地保全活動の連携)



地域おこし協力隊の活動



新規就農者



婦人会による特産物活用



農業体験を通じた環境教育



農用地保全等推進員

地域の土地利用構想を実現するため、豊富な経験のある農林業・福祉・地域振興OBや商工会OB等を活用
 [活性化計画を作成又は作成することが確実にあること]

地域の最適な土地利用構想が実現・持続

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策） ～土地利用構想図を活用した推進イメージ～

- 中山間地域の活性化を図るため、地域ぐるみの話合いや実証的な取組を通じた土地利用構想図をベースにして事業の効果的な推進
- 土地利用構想図の整理の段階で本格整備にあたっての適切な事業を選択、各事業の申請までフォロー

